

令和4年9月22日

会員各位

公益社団法人 日本透析医会  
新型コロナウイルス感染対策ワーキンググループ  
委員長 菊地 勘

### With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて

平素より新型コロナウイルス感染対策ワーキンググループの活動にご協力いただきありがとうございます。

令和4年9月26日(月曜日)より、全国一律で、療養の考え方を転換し、全数届出の見直しが行なわれます。

『With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて』

(令和4年9月12日 事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000990114.pdf>

この中で、全数届出の見直し後の発生届け対象者は、以下のとおりとされています。

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者

※診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があると医師が判断した場合も含まれる。

- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

- ④ 妊婦

上記①～④のいずれについても、診断時における医師の診断内容に基づき、発生届の提出を行うことをお願いするとされています。

上記①～④に透析患者についての記載は特段ありませんが、透析患者は①～③のいずれかに該当します。特に新型コロナウイルス感染症の透析患者は、②の「診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があると医師が判断した場合も含まれる。」に該当します。

したがいまして、新型コロナウイルス感染対策ワーキンググループでは、新型コロナウイルス感染症の透析患者は、全数が該当の保健所への届出の対象と考えております。

誠に恐れ入りますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。